

# 令和6年度第6回農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和6年9月11日(水) 午後1時30分から午後3時06分  
 2. 開催場所 鳥取市総合福祉センター(さざんか会館)5階 大会議室

3. 出席委員 (16名)

会長	8番	濱田香	会長職務代理者	6番	田淵緑
委員	1番	福田淳一郎	委員		
〃	2番	中村精	〃	13番	藏内敏博
〃	3番	山田準二	〃	14番	石谷隆
〃	4番	砂川重雄	〃	15番	柳田和廣
〃	5番	建部憲二	〃	16番	竹森潔
〃	7番	小林照美	〃		
〃	9番	小林光徳	〃		
〃	10番	下田義男	〃	19番	川上信温
〃	11番	河毛早苗			

4. 欠席委員 (2名)

委員	17番	福安修	委員	18番	岩永正司
----	-----	-----	----	-----	------

5. 報告委員 (農地利用最適化推進委員: 17名)

旧市	川島忍	湖東	山根一美
〃	安場信	福部町	山谷口泰彦
邑美	有本知勝	河原町	荻原清志
〃	山根昌博	〃	漆原和明
せんだい	有田裕	用瀬町	池本章
湖南	福田幸司	佐治町	小谷完夫
〃	木浪哲夫	気高町	角田和夫
湖東	佐々木文仁	鹿野町	橋本和夫
〃	村上文夫		

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議事

- 議案第 33 号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第 34 号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第 35 号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第 36 号 非農地証明について
- 議案第 37 号 鳥取市農用地利用集積計画について
- 議案第 38 号 鳥取市農用地利用集積等促進計画について

第3 報告事項

- (1) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理について
- (2) 農地の形状変更届出書の受理について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

7. 事務局 川口局長 広谷局長補佐 堀係長 福田主任 小出主事

8. 会議内容

	開会：午後1時30分
川口局長	ただ今から、令和6年度第6回鳥取市農業委員会総会を開会します。 それでは、濱田会長にあいさつをいただきます。 (会長あいさつ)
川口局長	まず、定足数の確認ですが、17番の福安委員、18番の岩永委員は欠席の連絡があり、現在、18名中16名の出席であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本会は成立していることを報告します。 また、これ以降は、鳥取市農業委員会会議規則第4条第1項の規定に基づき、会長に議長として進行をお願いします。
議長	それでは、議事に入る前に議事録署名委員の指名をします。 本日の議事録署名委員は、議席番号19番 川上委員、1番 福田(淳)委員をお願いします。
議長	それでは、議事に入ります。議案第33号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	整理番号44番は、取下されましたので、整理番号45番～49番の5件であります。 整理番号45番は、赤子田で贈与による所有権移転です。 整理番号46番は、吉岡温泉町で贈与による所有権移転です。 整理番号47番は、河原町袋河原で売買による所有権移転です。 整理番号48番は、佐治町福園、加茂で売買による所有権移転です。 整理番号49番は、用瀬町屋住で売買による所有権移転です。
議長	それでは、整理番号45番を審議します。担当推進委員、有田委員の報告をお願いします。
有田委員	8月29日に建部農業委員、事務局、私、譲受人で現地確認を行いました。 現地は細長い田んぼですが、管理はされておりました。譲受人は、稲作を中心とした農業をされており、機械も問題ありません。水はけが悪いことから、当面は、土壌改良をしながら管理されていくとのことでした。周辺農地にも影響はありません。
議長	引き続き、担当農業委員、建部委員の報告をお願いします。
建部委員	有田推進委員の報告のとおりで、問題ありません。
議長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	無いようですので採決に移ります。 整理番号45番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 引き続き、整理番号46番を審議します。担当推進委員、木浪委員の報告をお願いします。
木浪委員	8月29日に福田(淳)、事務局、私で現地確認を行いました。 現地は、畑として利用されており、子どもに贈与するものです。チェックシートに照

		らし合わせても問題ありません。
議	長	引き続き、担当農業委員、福田（淳）委員の報告をお願いします。
福田(淳)委員		木浪推進委員の報告のとおりで、親子間であり、家庭菜園をされるとのことで、問題ありません。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に移ります。 整理番号46番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号47番を審議します。担当推進委員、荻原委員の報告をお願いします。
荻原委員		9月7日に河毛農業委員、事務局、私、譲受人で現地確認を行いました。 今までは認定農業者が耕作をされていましたが、隣に住んでいる譲受人が畑として利用するとのことです。チェックシートに照らし合わせても問題ありません。
議	長	引き続き、担当農業委員、河毛委員の報告をお願いします。
河毛委員		荻原推進委員の報告のとおりで、問題ありません。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に入ります。 整理番号47番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号48番を審議します。担当推進委員、小谷委員の報告をお願いします。
小谷委員		9月3日に福安農業委員、事務局、私、譲受人で現地確認を行いました。 譲受人は、現在、苗木の栽培をされており、経営規模を拡大されるとのことです。耕作能力には問題ありません。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に入ります。 整理番号48番につきまして、原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号49番につきまして審議します。担当推進委員、池本委員の報告をお願いします。
池本委員		9月2日に小林(照)農業委員、西村推進委員、事務局、私と譲受人で現地確認を行いました。現地は、昨年の災害で護岸が崩れ復旧工事された場所です。譲受人が耕作されている土地が隣にあることから、効率は良いと思われます。チェックシートに照らし合

		わせても問題ありません。
議	長	引き続き、担当農業委員、小林（照）委員の報告をお願いします。
小林(照)委員		池本推進委員が報告のとおりです。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に入ります。 整理番号４９番につきまして、原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。 以上で議案第３３号「農地法第３条の規定による許可申請について」を終わります。 続きまして議案第３４号「農地法第４条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局		整理番号９番と１０番の２件でございます。 整理番号９番、申請地は気高町睦逢、転用目的は農村カフェ、農地区分は農用地区域内農地、許可根拠は農用地利用計画指定用途です。 整理番号１０番、申請地は小西谷、転用目的は耕作用道路、農地区分は第２種農地、許可根拠は農業用施設等です。
議	長	整理番号９番を審議します。担当推進委員、角田委員の報告をお願いします。
角 田 委 員		気高町睦逢の大堤池の近くで、営農型太陽光発電施設をされている申請人が農村カフェをされたいようです。地元にもそのような施設が無く、地元としては、ほしい施設でもあります。藪畑をきれいに整地して、その一角に建築したいとのこと。隣接地は申請人の土地であり、農地行政上も問題はございません。
議	長	引き続き、担当農業委員、石谷委員の報告をお願いします。
石 谷 委 員		現地は、藪畑なので、整地して有効活用されるなら問題ないと思います。
議	長	質疑・意見はございませんか。
竹 森 委 員		指定用途とは、どういう意味ですか。
事 務 局		農振農用地で、用途を指定するものです。例えば、農業用施設として、農業用倉庫や農産物の加工・販売施設があります。地元で採れた農産物を使ったカフェも農産物販売施設に該当します。
竹 森 委 員		農村カフェは、農業用施設に該当するということか。都計法ではないですね。
事 務 局		都計法ではなく、農振法の農業用施設として、用途変更をされたものです。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に入ります。 整理番号９番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)

議 長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 整理番号10番を審議します。担当推進委員、安場委員の報告をお願いします。
安 場 委 員	9月3日に藏内農業委員、事務局、私で現地確認を行いました。昨年の台風の災害復旧工事用作業道して、利用されています。従来の道路は軽トラがギリギリの細い道であり、使いにくい道でした。この奥に耕作されている農地あるので、そのまま残してもらいと思っています。
議 長	引き続き、担当農業委員、藏内委員の報告をお願いします。
藏 内 委 員	安場推進委員の報告のとおりです。現在の仮設道をそのまま耕作道と利用されるので、問題ありません。
議 長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	無いようですので採決に入ります。 整理番号10番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 以上で議案第34号「農地法第4条の規定による許可申請について」を終わります。 続きまして議案第35号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	整理番号13番と14番、一時転用の3番と4番の4件でございます。 整理番号13番、申請地は杉崎、転用目的は住宅建築、農地区分は第2種農地、許可根拠は集落接続です。 整理番号14番、申請地は東大路、転用目的は進入路、農地区分は第2種農地、許可根拠は代替地なしです。 一時転用3番、申請地は伏野、転用目的は砂利採取、農地区分は農用地区域内農地、許可根拠は一時転用です。 一時転用4番、申請地は鹿野町鹿野、転用目的は仮設現場事務所、駐車場、農地区分は第2種農地、許可根拠は一時転用です。
議 長	整理番号13番を審議します。担当推進委員、有本委員の報告をお願いします。
有 本 委 員	9月2日に下田農業委員、事務局、申請人関係者3名、私で現地確認を行いました。春先から譲受人は物件を探していたようで、地区内で話し合いができたようです。現地は、住宅に囲まれており、境界も決まっており、上下水道とも前面道路にあり、近隣に迷惑が掛かるようなことは無いかと思えます。チェックシートに照らし合わせても問題ありません。
議 長	引き続き、担当農業委員、下田委員の報告をお願いします。
下 田 委 員	有本推進委員の説明のとおりで、住宅が連たんする地域内ですので、周辺の農地に影響は無い判断し、妥当と判断しております。
議 長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	無いようですので採決に入ります。

		整理番号13番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 整理番号14番を審議します。担当推進委員、山根(昌)委員の報告をお願いします。
山根(昌)委員		9月2日に下田農業委員、事務局、申請人2名、私で現地確認を行いました。集落内ですが、現在は譲受人の家を別の方が使用しており、出入りするのに狭く、広げるために転用されるものです。周辺に農地は無く、問題はありません。
議	長	引き続き、担当農業委員、下田委員の報告をお願いします。
下田委員		山根(昌)推進委員の報告のとおりで、周辺農地に影響は無く、問題はありません。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に入ります。 整理番号14番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 一時転用3番を審議します。担当推進委員、佐々木委員の報告をお願いします。
佐々木委員		9月2日に川上農業委員と私で現地確認を行いました。現況は、区域が分かるようにポールやロープが設置してありました。現在は耕作をされていませんが、土地改良区の意見書も提出されておりますし、周辺農地には影響はありません。
議	長	引き続き、担当農業委員、川上委員の報告をお願いします。
川上委員		佐々木推進委員の報告のとおりです。この地域は鉄道の保安区域もあり、深さも7mまでの制限がありますので、慎重に作業をされると思います。推進委員と一緒に時々現場の確認をいたします。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に入ります。 一時転用3番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 本件は、3,000㎡を超えておりますので、県常設審議委員会への案件となります。 一時転用4番を審議します。担当推進委員、橋本委員の報告をお願いします。
橋本委員		9月9日に砂川農業委員と私で現地確認を行いました。賃借人が、鳥の劇場の工事を受注されて、その工事用仮設事務所と駐車場にされる一時転用です。昨年も同じ場所に同じ業者で一時転用許可されています。その時は、解体だけで、今回は同じ業者が建築工事を受注されて、申請されたようです。申請地の周りは、道路、耕作放棄地です。工事期間後は、農地復元されると思います。
議	長	引き続き、担当農業委員、砂川委員の報告をお願いします。

砂川委員		橋本推進委員の報告のとおりです。この工事関連は、3年間の予定ですので、来年も申請があるかと思えます。
議 長		質問、意見はありませんか。 (質疑・意見なし)
議 長		無いようですので採決に入ります。 一時転用4番につきまして原案どおり決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長		異議なしと認め、本案は原案どおり決定とします。 以上で議案第35号「農地法第5条の規定による許可申請について」を終わります。 引き続き議案第36号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局		整理番号55番から75番までの全部で21件となります。申請地、申請者、事由、現況につきましては議案書に記載の通りです。
議 長		整理番号55番を審議します。担当推進委員、漆原委員の報告をお願いします。
漆原委員		9月10日に田淵農業委員、事務局2名、私で現地確認を行いました。現地は山奥で3箇所点に所在したところです。河原町小河内は、今年の台風により通行不能となり現場までは行けませんでした。昨年まで、近くで耕作されていた方に事前確認して、相当昔から耕作されていなく、山林になっていると聞き、航空写真で確認したところ山林となっています。河原町神馬■■■は、砂防工事関連で一部は川になっていたり、竹藪や山林になっていたりしています。河原町神馬■■■は、現場に行く道も無く、行けるところから見て、大きな杉があり、30年以上前に植林されたものだと判断いたしました。全て非農地で問題ないと思えます。
議 長		質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長		無いようですので、採決に移ります。 整理番号55番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長		異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号56番を審議します。担当農業委員、山田委員の報告をお願いします。
山田委員		9月4日に私、事務局、福田(明)推進委員で現地確認を行いました。昭和51年に家を建築されて、40年以上経過し建て直すことになり、登記簿地目が農地であったために申請されたものです。転用の事実行為から40年以上経過し、農地行政上も特に支障がないと認められます。
議 長		質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長		無いようですので、採決に移ります。 整理番号56番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長		異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号57番を審議します。担当農業委員、柳田委員の報告をお願いします。

柳田委員	9月6日に私、居川推進委員、事務局2名、申請者で現地確認を行いました。申請地には昔から養蚕室と鶏舎が建っていましたが、昭和60年に取り壊し、翌年に物置と車庫を建築。その後火災により焼失し、再度、物置と車庫を建築されたようです。このことから、人為的な潰廃地で、転用の事実行為から20年以上経過し、農地行政上も特に支障がないと認められ、問題ないと判断します。
議長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号57番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号58番、59番を一括して審議します。担当推進委員、谷口(泰)委員の報告をお願いします。
谷口(泰)委員	9月2日に濱田会長、事務局、申請人、私で現地確認を行いました。整理番号58番は、旧9号線沿いで40年以上前から釣具店をやっていたが、辞めて太陽光発電パネルが設置されていました。整理番号59番は、県道を挟んで自宅があり、県道工事に伴い今の土地に農業用倉庫を移転したとのこと。相続により地目が農地のままだったので、今回の申請となったようです。両方とも人為的潰廃地で、転用の事実行為から20年以上経過し、農地行政上も特に支障ないと認められます。
議長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号58番、59番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号60番を審議します。担当推進委員、村上委員の報告をお願いします。
村上委員	8月29日に川上農業委員、事務局、申請人、私で現地確認を行いました。現況は、宅地になっております。現在、前面道路になっている道路が新設される際に、隣地を利便性向上のために土地に交換して利用しているが、登記を変更していなかったようです。土地改良区からも除外されておりました。
議長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号60番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号61番を審議します。担当推進委員、福田(幸)委員の報告をお願いします。
福田(幸)委員	8月29日に福田(淳)農業委員、事務局、私で現地確認を行いました。現地は20年以上前に埋め立て、農業用倉庫が建てられています。農地行政上も特に支障がないと認められます。

議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号61番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号62番を審議します。担当推進委員、山根(一)委員の報告をお願いします。
山根(一)委員		8月29日に川上農業委員、事務局、私で現地確認を行いました。申請人には事前に電話確認をしました。20年以上前から耕作はされておらず、雑草が繁り不法投棄されるので、近所の方が一部草刈をしていますが、耕作ができる状態ではありません。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号62番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号63番、64番を一括して審議します。担当推進委員、谷口(泰)委員の報告をお願いします。
谷口(泰)委員		整理番号58番、59番の現地確認後に、濱田会長、事務局、申請人、申請人代理人と私で現地確認を行いました。申請人は集落の西側で整理番号63番と64番は隣接しており、両方とも農地法第5条の許可を得て住宅建築を目的に取得されていますが、現在まで更地であります。人為的な潰廃地ではありますが、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当します。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号63番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号64番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号65番を審議します。担当推進委員、川島委員の報告をお願いします。
川島委員		9月3日に藏内農業委員、事務局、私で現地確認を行いました。現地は、大きな住宅と庭がありますが、空き家となっており、不動産会社の管理となっています。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。

		整理番号65番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号66番を審議します。担当推進委員、木浪委員の報告をお願いします。
木浪委員		8月29日に福田(淳)農業委員、事務局、私で現地確認を行いました。■■■は、以前から耕作されておらず、木も大きくなっており、山林となっています。■■■は、昭和10年頃に家を建てていたが、今は荒地です。■■■は、平成10年の農業用倉庫を建築され、別の方が使っているようです。■■■は、農道の法面となっています。■■■は、町内の防火水槽となっています。いずれも転用の事実行為から20年以上経過し、農地行政上も特に支障ありません。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号66番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号67番を審議します。担当推進委員、角田委員の報告をお願いします。
角田委員		この土地は、昭和50年代から農業用倉庫が建築されており、今も宅地の状態です。人為的な潰廃地で、転用の事実行為から20年以上経過し、農地行政上も特に支障がないと認められる土地であると思われま。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号67番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号68番を審議します。担当推進委員、有本委員の報告をお願いします。
有本委員		9月4日に下田農業委員、事務局、私で現地確認を行いました。60年以上前に杉を植えたようで、現在は雑木が繁茂して、農地に復元するのは困難と思います。また、周りも原野化しており、非農地で問題ないと思います。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号68番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号69番から75番を一括して審議します。担当推進委員、木浪委員の報告をお願いします。
木浪委員		8月29日に福田(淳)農業委員、事務局、私と集落代表として柳田農業委員で現地確

認を行いました。いずれも田んぼとしては条件の厳しい場所で、20年以上前から耕作されていないのが現状です。非農地証明後は、前回と同様に東部森林組合により植林をされる予定です。

議 長 質疑・意見はございませんか。  
(質疑・意見なし)

議 長 無いようですので、採決に移ります。  
整理番号69番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。  
(異議なし)

議 長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。  
整理番号70番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。  
(異議なし)

議 長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。  
整理番号71番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。  
(異議なし)

議 長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。  
整理番号72番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。  
(異議なし)

議 長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。  
整理番号73番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。  
(異議なし)

議 長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。  
整理番号74番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。  
(異議なし)

議 長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。  
整理番号75番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。  
(異議なし)

議 長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。  
以上で議案第36号「非農地証明について」を終了します。  
続きまして議案第37号「鳥取市農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事 務 局 鳥取市長から、令和6年9月26日告示予定で農用地利用集積計画の決定を求められています。  
利用権を設定しようとするものが、新規2件、更新8件、計10件。面積は、田が37,168㎡で、畑1,007㎡となっており、計38,175㎡です。  
権利種別の内訳は、賃借権1件、使用貸借による権利9件となっています。  
以上で説明を終わります。

議 長 議案第37号につきまして一括して質疑・意見を伺います。何かありませんか。  
(質疑・意見なし)

議 長 無いようですので、採決に移ります。  
議案第37号「鳥取市農用地利用集積計画について」、原案どおり決定することに異議ございませんか。

		(異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決定いたしました。 引き続き、議案第38号「鳥取市農用地利用集積等促進計画について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局		農地番号17番から20番は、取下げされました。 これは、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、鳥取市が作成した農用地利用集積等促進計画(案)について、農業委員会の意見を聴くものです。 今回、鳥取県農業農村担い手育成機構が中間管理権を取得し、農業者等に配分する農地の面積は、田が23,525㎡で、畑が5,048㎡となっております。権利種別の内訳は、賃借権11件、使用貸借による権利5件の合計16件となっています。 農地中間管理事業の推進に係る法律第19条第2項の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。以上で説明を終わります。
議	長	一括で質問・意見を受け付けます。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 議案第38号「鳥取市農用地利用集積等促進計画について」、原案どおり決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決定いたしました。 それでは、報告事項に移ります。  報告事項 (1) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理について (2) 農地の形状変更届出書の受理について (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
議	長	無いようですので、以上で本日の審議を終了したいと思います。これで令和6年度第6回鳥取市農業委員会総会を閉会といたします。  閉会 午後3時06分